

学校法人ガバナンス改革会議 第4回 論点

2021年 8月 23日

八田進二 松本美奈

目的: 監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する。

1 前回議論（8月6日）の主な発言

- ・今回の改革会議では、「社会福祉法人制度、公益社団・財団法人制度と同等のガバナンス機能が発揮できる学校法人の制度改正」を検討する。
- ・学校法人のガバナンスに関する有識者会議が、3月19日に公表した「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」での議論からの後戻りはしない。
- ・法改正を念頭に議論していくための基本的視点として、学校法人の機関設計を明確にすることが不可欠であり、その中核の課題は、評議員会の在り方である。
- ・新しい私学法において、公益法人ないしは一般の社団財団法人制度よりも進んだ規律付けを行うことで、「世界と戦える大学」を作ることができる。
- ・2004年の私学法改正では、理事会が最終権限を持つ形になっており、理事長が暴走しやすい組織になっている。したがって、評議員会の在り方（選任方法、義務等）が最大の課題である。
- ・単なる諮問機関となっている評議員会を、理事・監事の選任・解任権と学校法人の運営に関する重要事項についての議決権を有することとする。
- ・学校法人のステークホルダーの代表からなる評議員会(会社の株主総会に相当)が、理事会(会社の取締役会や執行役に相当)の執行状況を監督し、理事長・学長以下の執行部隊を監視するという考えではないか。
- ・私学法では、学長の権限は規定されておらず、基本的には、学校運営に関しては学校教育法に基づいて権限を定めている。つまり、私学の選択によって、様々なタイプの制度設計をとりうるということだ。
- ・持ち株会社を念頭に置いた場合、会社の下に大学、高校、幼稚園などがあり、理事長は、この持ち株会社を運営しているということである。学長は、傘下の大学の教育事業の執行責任者と解される。

その他、監事、会計監査人および透明性と説明責任の担保といった事前提出の論点についての発言もあった。今後の会議で煮詰めていくことため、今回は割愛した。

2 機関設計の確認

① 全体設計（別添のイメージ図参照）

- ・他の公益法人…経営を担う理事会を監督する機関として評議員会を位置づけ・学校法人の特徴…（教学の位置づけ）学校全体の経営を担う理事会の下に、各部門（大学や高校など）がぶら下がる（株式会社の「持株会社」と「事業子会社」に似た関係）。
- ・各部門の教学責任者（学長など）は理事となる。
- ・理事会は、学長等に教育現場は任せ、学問の自由と、教育の自主性を尊重する。

② 学長、校長、園長は理事会に対して執行責任を負う（理事長単独ではなく、理事会が選任・解任権を持つ）

③ 私立学校法の機関設計の全面的な見直し（公益法人との同等性の担保）

- ・評議員会の経営監督機関としての位置づけの追加
- ・評議員会のステークホルダー代表性の確保
- ・理事会内の執行監視の位置づけ
- ・監事の独立性の保障

3 評議員会

① 役割 学校法人の最高監督機関、学校法人の運営に関する重要事項の承認を行う。

② 権限 理事の選任・解任(理事会の監視・監督)

監事の選任・解任

会計監査人の選任・解任

法人運営の重要事項（中期計画、寄附行為変更、合併・解散、決算・事業実績等）承認

評議員報酬（定款又は議決事項）

③ 義務・責任

善管注意義務

損害賠償責任

責任限定契約（対法人）・補償契約（対法人・第三者）は措置しない

④ 評議員の適格基準

a. ネガティブリスト方式（公益法人と同等：以下の者は評議員になることができない）

×当該学校法人又はその関連法人の理事、監事又は使用人

×理事（ただし元理事は可能）

×使用人＝現職の教職員（ただしOG・OBは可能）※

※①禁止 ②上限規制ただし議決権除斥（前回報告書提言）の論点

参照：私立学校法 第44条 ×：削除 ○：残す

- ・当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ×
- ・当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者 ○
- ・（第38条 理事選任規定）評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ×（評議員から理事になった者は評議員を退任）

b. ポジティブ要件

学校関係者・設立関係者に偏らない多様なステークホルダーの反映

⑤ 評議員の選任方式

- ・理事会・理事による選任は法的に無効とする
- ・例えば、独立の「評議員選定委員会」の設置の義務づけ（公益法人には規定なし。学校法人はより厳格な規定を置くべきか？）

⑥ 解任

- ・理事会・理事による解任は法的に無効とする
- ・評議員の監督は「相互監視」とし、評議員の解任事由を定めるとともに、評議員会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする

⑦ 任期 理事と同等以上とする

⑧ 人数 「理事の定数の2倍を超える数」（私立学校法第41条）

4 評議員会の実態把握

先行する公益法人（内閣府）、社会福祉法人（厚生労働省）の現状をヒアリングしてはどうか。

